

宣 誓 書

年 月 日

一般社団法人日本旅行業協会 会長 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

1. 過去5年以内に旅行業法第50条第3項の規定により一般社団法人日本旅行業協会保証社員の地位を失った旅行者の取締役であった者
2. 一般社団法人日本旅行業協会において除名処分を受けた旅行者等の役員であった者

参 考

(還付充当金の納付等)

旅行業法第50条 旅行業協会は、第48条第1項の規定により弁済業務保証金の還付があったときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であった者は、その通知を受けた日から7日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。

3 保証社員は、前項に規定する期日までに第1項の還付充当金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。